

「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」の検討開始について（案）

1. 検討開始の背景

放送・通信分野において、新たな映像符号化方式や伝送路符号化方式等に関する研究開発や標準化が進展している。超高精細な映像によるテレビジョン放送に関する国際標準の策定も行われており、放送の高画質化への取組が世界的に加速している。

また、ケーブルテレビ分野に関しても、我が国の全世帯の過半数が加入するという状況に至っており、放送のみならず多様なサービスを提供する重要な情報通信基盤の一つとして発達してきた。しかし、OTTなどの他の映像配信サービスとの競争が激化することが、予想され、更なる視聴者の高度なニーズへの対応も不可欠である。

このような状況の下、総務省では平成25年6月、超高精細な映像を活用した放送を早期に実現するため、「放送サービスの高度化に関する検討会」において、ロードマップを策定・公表した。

本年6月からは、昨年「放送サービスの高度化に関する検討会」において策定したロードマップに沿った4Kの試験放送が衛星放送、ケーブルテレビ、IPTVにおいて開始されるなど、4K放送の普及促進に向けた積極的な取組が進められている。

さらに、「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」において、同ロードマップ策定以降の状況変化を踏まえつつ、4K・8Kサービスの早期実用化に向けて着実に取組を進めるため、「4K・8K推進のためのロードマップ」を新たに策定するため検討中である。

このような背景を踏まえ、ケーブルテレビの高度化及び普及促進を図るため、必要な技術的条件の検討を開始するものである。

2. 検討内容

平成18年9月28日付け諮問第2024号「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」

3. 検討体制

既存の放送システム委員会（主査：伊東 晋 東京理科大学理工学部教授）において検討を行う。

4. 一部答申を予定する時期

平成26年12月頃

5. 一部答申後の行政上の措置

関係省令等の改正に資する。